

## 【受給資格認定申請（4月）記入例】

2021年 月 日

大阪府教育長 様

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金

どちらかに✓

記入した日



受給資格認定申請書（初回時）（次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金（以下「専攻科支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

専攻科支援金の受給資格の認定を申請しません。（申請しない場合も提出してください。）

申請しない場合の理由】所得基準（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額85,500円未満）超過のためその他

申請しない場合は理由に✓

収入状況届出書（2回目以降）

既に✓しない るため、専攻科支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

必ず両方に✓ 内容は、事実に相違ありません。必ず両方に✓ の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、大阪府の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が記入し、別紙の「記入上の注意」に記入に当たっては、漏れなくすべて記入）

ふりがな	ぎょうこう		はなこ	
生徒の氏名	姓	名	名	姓
		暁光		花子

生徒の生年月日	○○○○ 年 ○ 月 ○ 日
生徒の住所	〒○○○-○○○○ ○ 都道府県 ○ 市区町村 ○○○
保護者等の電話番号	○○○-○○○○-○○○○
生徒が在学する学校の名称	大阪暁光高等学校

## 【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。

・高等学校等専攻科を修了した者

・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた者（ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名 私立 大阪暁光高等学校 (修業年限: 年)	2021年 4月 1日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 看護専攻科
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 (修業年限: 年)	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 専攻科支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① <input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分	当てはまるものに チェック！		
② <input type="checkbox"/> 親権者1名分（ア又はイ） (親権者が、一時的に親権...) ある場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。			
③ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合			
④ <input type="checkbox"/> ア ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等			
⑤ <input type="checkbox"/> 未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)			
⑥ <input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・・上の一～二にあてはまるものがいる人は、事務室会計課に電話を！			
⑦ <input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等			
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。			
⑧ <input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合			

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
父の氏名	父	母の氏名	母

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を了承します。  
 この人情報を、奨学のための給付金事業に活用することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

記入しない